

証券コード 7068

2019年8月13日

株主各位

東京都文京区湯島三丁目19番11号

株式会社フィードフォース

代表取締役社長 塚田 耕司

第14期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日出席願えない場合は、お手数ですが後記議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご参照の上、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご明示賜り、ご捺印の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2019年8月28日(水) 午前10時
2. 場所 東京都文京区湯島三丁目19番11号
株式会社フィードフォース 本社会議室
3. 会議の目的事項

報告事項

第14期(2018年6月1日から2019年5月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

各議案の概要につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載の通りであります。

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

第14期 事業報告

〔 2018年6月1日から
2019年5月31日まで 〕

株式会社フィードフォース

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業業績及び雇用環境の改善が継続し、緩やかな回復基調で推移したものの、海外においては、米国の貿易政策等による不確実性の高まりにより、景気の先行きについては不透明な状況となっております。その一方で、当社の主要な事業領域であるインターネット広告市場は、利用者の増加や端末の普及に加え、企業等の活動におけるインターネットの利用増加により急速に拡大を続けてまいりました。

このような経済状況のもと、当社では、『働く』を豊かにする。～B2B 領域でイノベーションを起こし続ける～」をミッションに掲げ、情報流通の最適化と効果的な広告運用サービス等を提供してきました。データフィード構築のために当社がこれまでに蓄積した膨大な商品・案件等のデータとその変換・更新ノウハウをもとに、企業が持つ情報を最適な形に加工し、ターゲットユーザーに対して適切な情報を適切なタイミングで適切なデバイスに提供することを実現してまいりました。また、当社は各デジタルプラットフォームと良好なリレーションを構築しており、その関係を活かし当社の複数のサービスを連携させることで、企業の顧客開拓支援に止まらずユーザーとの継続的な関係強化に資する包括的な支援に努めてまいりました。営業面においては、人員数及び組織的な管理体制の両面で強化を行い、新規取引先の開拓等の事業展開に対する販売促進活動に注力してまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高 700,133 千円(前期比 24.5%増)、営業利益 45,861 千円(前期は営業損失 25,628 千円)、経常利益 34,889 千円(前期は経常損失 28,244 千円)、当期純利益 43,367 千円(前期は当期純損失 28,868 千円)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、951 千円で主にパーソナルコンピューター等オフィス内の器具備品の購入によるものであります。

なお、これらの資産は、全社共用資産としているため、セグメントごとの記載はしていません。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として金融機関より短期借入金として 80,000 千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2016 年 5 月期)	第 12 期 (2017 年 5 月期)	第 13 期 (2018 年 5 月期)	第 14 期 (2019 年 5 月期) (当事業年度)
売上高 (千円)	332,543	486,291	562,148	700,133
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△42,692	△32,027	△28,868	43,367
1 株当たり当期純利 益又は 1 株当たり当 期純損失 (△) (円)	△0.98	△7.11	△5.84	8.77
総資産 (千円)	228,869	422,464	345,660	470,615
純資産 (千円)	△18,745	83,036	54,168	97,535
1 株当たり純資産 (円)	△0.43	16.80	10.96	19.73

- (注) 1. 当社は 2016 年 4 月 30 日付で普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を行っておりますが、第 11 期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) 並びに 1 株当たり純資産を算定しております。
2. 当社は 2019 年 1 月 10 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、第 11 期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) 並びに 1 株当たり純資産を算定しております。

(3) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は以下のとおりです。

①新規ビジネスの創出と顧客基盤の拡大

当社は、創業以来、デジタルマーケティング領域において様々な新規サービスを開発し、新たな収益機会を創造してまいりました。今後も競争優位性を確保し長期的に成長し続ける組織であるためには、既存サービスの新規機能追加や UI/UX の改善に加え、広告

主である企業や広告媒体となるデジタルプラットフォーム、さらにはその先にいるエンドユーザーのニーズの変化を的確に捉え、新たなビジネスやサービスを創出することが極めて重要であると考えております。具体的には、デジタルプラットフォームが事業者向けに提供するサービスをSMBであっても、自社で保有するデータを活用して簡易かつ効果的に利用できるSaaSの開発に注力していく方針であります。当社では、デジタルプラットフォームをはじめとした様々な分野のパートナーと連携し、デジタルマーケティング分野における新規ビジネスの創出に努めるとともに、将来的には海外展開による顧客基盤の強化を図ることで、未来の収益の柱を育てるべく尽力してまいります。

②人材の確保と育成

当社が今後更なる事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に、優秀なエンジニアの採用は、他社との獲得競争が激しさを増す昨今の状況を鑑みると、継続的な課題と認識しております。これらの課題に対処するために、当社は、知名度の向上、研修制度の強化、福利厚生の実充を図り、優秀な人材が長期に渡ってやりがいを感じて働くことができる職場環境の整備を進めるとともに、採用活動の柔軟化により適時な人材の確保と育成に努めてまいります。

③認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝には注力しておらず、提供サービスの機能優位性とデジタルプラットフォームとの連携に拠る営業活動を通じて新しいマーケットの創出を図ってまいりました。その結果、現在、幅広い業種、企業に当社サービスを導入頂き、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することが出来ていると考えております。しかしながら、既存事業の更なる拡大及び競合企業との差別化を図るためには、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要な課題であると認識しております。今後は費用対効果を慎重に検討の上、広告宣伝による販売促進活動に積極的に取り組み、認知度の向上を図ってまいります。

④システムの安定性の確保

当社はインターネットを通じてサービス提供を行っていることから、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。このため、データセンターにおけるサーバの稼働状況を常時監視しておりますが、引き続きサーバ設備の強化、負荷分散システムの導入等、中長期的な視点に立った設備投資を行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社が今後更なる業容拡大、継続的成長するためには、リスク管理体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化及び効率化の徹底が重要であると考えております。当社としましては、更なる内部管理体制の強化によって、より一層のコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、経営の公正性・透明性の確保及び企業価値の最大化に努めてまいります。

⑥財務体質の強化

当社は、金融機関からの借入金の割合が株主資本に対して高い比率となっております。今後は、運転資金拡大に加え開発投資のための資金の確保の必要もことから、有利子負債とのバランスを勘案しつつ自己資本の拡充を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容

① プロフェッショナルサービス事業

(ア) DF PLUS サービス

自社商品等のデータを多様な広告媒体に対応するように変換・最適化・配信するデータフィードの提供

(イ) Feedmatic サービス

Facebook、Criteo、Google 等への広告配信システムと広告運用サービスの提供

(ウ) その他

ロングテール SEO 支援サービス「コンテンツフィーダー」の提供等

② SaaS 事業

(ア) dfplus.io サービス

セルフサブ型データフィード統合管理プラットフォームの提供

(イ) EC Booster サービス

EC事業者を対象としたインターネットダイナミック広告の自動出稿ツールの提供

(ウ) ソーシャル PLUS サービス

ソーシャルログイン機能による自社サイトの外部ID連携及びソーシャルメディアマーケティングサービス「ソーシャル PLUS」の提供

(5) 主要な営業所（2019年5月31日現在）

本社 東京都文京区

(6) 使用人の状況（2019年5月31日現在）

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
73（8）名	9名増（1名増）	31.2歳	3.4年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣を含む）は、年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2019年5月31日現在）

借入先	借入残高
朝日信用金庫	152,674 千円

2. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 19,600,000 株

（注）2019年1月10日付で普通株式1株を200株に株式分割いたしました。これに伴い2019年1月10日付で発行可能株式総数は19,502,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 4,943,400 株

（注）上記株式分割の実施により、発行済株式の総数は4,918,683株増加しております。

(3) 株主数 9名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
合同会社理力	2,000,000 株	40.46%
塚田 耕司	1,923,600 株	38.91%
トランスコスモス株式会社	521,800 株	10.56%
株式会社マイナビ	217,600 株	4.40%
寺嶋 徹	120,000 株	2.43%

秋山 勝	80,000 株	1.62%
西山 真吾	35,000 株	0.71%
喜多 宏介	23,800 株	0.48%
宮城 満英	21,600 株	0.44%

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権
発行決議日		2018年3月16日
新株予約権の数		1,796個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 359,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1株当たり230円
権利行使期間		2020年3月20日から 2028年5月31日まで
行使の条件		(注)2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 330個 目的となる株式数 66,000株 保有者数 2人
	取締役 (監査等委員)	—

(注) 1. 当社の普通株式は、2019年1月10日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。その結果、新株予約権の目的となる株式の種類と数、新株予約権の行使時の払込価格及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組み入れ額が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(i) 新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

- (ii) 新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (iii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (iv) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

	第3回新株予約権
発行決議日	2018年3月16日
新株予約権の数	28個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,600株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1株当たり230円
権利行使期間	2020年3月20日から 2028年5月31日まで
行使の条件	(注) 2
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をトランスコスモス株式会社に割り当てた。

- (注) 1. 当社の普通株式は、2019年1月10日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。その結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価格及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組み入れ額が調整されております。
2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (i) 新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
 - (ii) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2019 年 5 月 31 日 現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚田 耕司	
取締役	喜多 宏介	事業統括本部長
取締役	西山 真吾	経営管理本部長
取締役 (常勤監査等委員)	佐藤 爲昭	(株)ハリマビシステム 監査役 大英産業(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	浦 勝則	ブレイクモア法律事務所 パートナー 弁護士 (株)MC J 社外取締役 (株)スタイルポート 監査役 FANTAS technology(株) 監査役
取締役 (監査等委員)	岡田 吉弘	LIFT 合同会社 代表社員 アナグラム(株) 取締役

- (注) 1. 取締役佐藤爲昭氏、浦勝則氏及び岡田吉弘氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員佐藤爲昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 浦勝則氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 岡田吉弘氏は、デジタルマーケティングやインターネット広告事業における豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐藤爲昭氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役の佐藤爲昭氏、浦勝則氏、及び岡田吉弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条 1 項の規定に基づき、取締役 (業務執行取締役であるものを除く) との間において、同法 423 条第 1 項の損害賠償について、あらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役 3 名と責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 名 （ 1 ）	34,998 千円 （ - ）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 名 （ 3 名 ）	3,600 千円 （ 3,600 千円 ）
監査役 （うち社外監査役）	2 （ 2 ）	990 千円 （ 990 千円 ）
合計 （うち社外役員）	8 名 （ 4 名 ）	39,588 千円 （ 4,590 千円 ）

- (注) 1. 上記には、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）を含めております。なお当社は、2018年8月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2006年8月1日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の報酬限度額は、2006年8月1日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
4. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）佐藤爲昭氏は、(株)ハリマビステム監査役及び大英産業(株)監査役を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）浦勝則氏は、ブレイクモア法律事務所パートナー弁護士、(株)MC J社外取締役、(株)スタイルポート監査役及び株式会社 Fan's 監査役を兼職しておりますが、当該兼職先と当社との間には特別な関係はございません。
- ・社外取締役（監査等委員）岡田吉弘氏は、LIFT 合同会社代表社員及びアナグラム(株)取締役を兼職しております。(株)アナグラムは当社のサービス販売先であります。その取引額は当社売上高の0.1%未満であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがある

とされる事項には該当していないと判断しております。また、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はございません。

② 当該事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 (常勤監査等委員) 佐藤 爲昭	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回、監査等委員会 10 回のうち 10 回出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、財務及び会計並びに内部統制についての発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員) 浦 勝則	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち 13 回、監査等委員会 10 回のうち 10 回出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、法務関連についての発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員) 岡田 吉弘	2018 年 8 月就任以降、当事業年度に開催された取締役会 11 回のうち 11 回、監査等委員会 10 回のうち 10 回出席いたしました。デジタルマーケティング、インターネット広告事業及び企業経営などの分野における豊富な経験と高い見地に基づき、また経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の違法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る開会監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に召集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議（2018年8月17日）の内容は、以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ・外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- ・監査等委員会は法令が定める権限を行使し取締役の職務の執行を監査する。
- ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。
- ・反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、「文書保管管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ・またデータ化された機密情報については、当社「情報セキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。
- ・リスク管理委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- ・なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、

必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ・当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実行性確保に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。
- ・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人からの指揮命令を受けないこととする。
- ・当該補助使用人の任命、人事異動、考課及び懲戒処分については監査等委員会の同意を得るものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制

- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ・代表取締役社長その他取締役（監査等委員であるものを除く。）は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、監査等委員会との意思疎通を図るものとする。
- ・監査等委員会は、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ・監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人について、当社は当該報告を行ったこと的事实を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

⑦ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当社がその費用等が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、監査等委員会監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行うと共に、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- ・ 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査担当者と意見交換を行い、各監査人の監査状況を共有し、連携の強化及び監査の効率化に努める。
- ・ 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部監査システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修でも教育及び会議体での説明を行い、法令、定款及び社内諸規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクの認識、分析を実施し、全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告を行っております。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

第 14 期 計 算 書 類

〔 2018 年 6 月 1 日から
2019 年 5 月 31 日まで 〕

株式会社フィードフォース

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	426,466	流 動 負 債	322,318
現金及び預金	180,305	買掛金	114,125
売掛金	237,834	短期借入金	80,000
前払費用	2,872	1年内返済予定の長期借入金	21,913
その他	7,438	未払金	8,439
貸倒引当金	△1,984	未払費用	29,881
固 定 資 産	44,148	未払法人税等	6,764
有 形 固 定 資 産	8,537	未払消費税等	28,139
建物	5,497	前受金	1,296
工具、器具及び備品	3,040	預り金	5,400
投資その他の資産	35,611	賞与引当金	26,359
出資金	10	固 定 負 債	50,761
長期前払費用	4,134	長期借入金	50,761
敷金	16,317	負 債 合 計	373,079
繰延税金資産	15,149	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	97,535
		資本金	100,000
		資本剰余金	89,808
		資本準備金	89,808
		利 益 剰 余 金	△92,272
		その他利益剰余金	△92,272
		繰越利益剰余金	△92,272
		純 資 産 合 計	97,535
資 産 合 計	470,615	負 債 ・ 純 資 産 合 計	470,615

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2018年6月1日から
2019年5月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		700,133
売 上 原 価		285,930
売 上 総 利 益		414,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		368,341
営 業 利 益		45,861
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	0	
受 取 損 害 賠 償 金	353	356
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,593	
株 式 交 付 費	2,734	
上 場 関 連 費 用	6,000	11,327
経 常 利 益		34,889
税 引 前 当 期 純 利 益		34,889
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,670	
法 人 税 等 調 整 額	△15,149	△8,478
当 期 純 利 益		43,367

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2018年6月1日から
2019年5月31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	100,000	89,808	89,808	△135,640	△135,640	54,168	54,168
当期変動額							
当期純利益				43,367	43,367	43,367	43,367
当期変動額合計	—	—	—	43,367	43,367	43,367	43,367
当期末残高	100,000	89,808	89,808	△92,272	△92,272	97,535	97,535

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	4年～8年

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 25,079 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,943,400 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当ありません。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当ありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当ありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。一時的な余資は普通預金としており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に運転資金の確保のための資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、顧客ごとに期日及び残高を確認することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク

当社は、資金計画に基づき、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません

((注) 2. 参照)。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	180,305	180,305	—
(2) 売掛金	237,834		
貸倒引当金(*1)	△1,984		
	235,849	235,849	—
資産計	416,154	416,154	—
(1) 買掛金	114,125	114,125	—
(2) 短期借入金	80,000	80,000	—
(3) 未払金	8,439	8,439	—
(4) 未払法人税等	6,764	6,764	—
(5) 未払消費税等	28,139	28,139	—
(6) 長期借入金(*2)	72,674	73,008	334
負債計	310,142	310,476	334

(*1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	10
敷金	16,317

出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

敷金については、償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

ソフトウェア	18,545 千円
賞与引当金	8,071 千円
敷金	2,657 千円
その他	1,687 千円
繰延税金資産小計	30,962 千円
評価性引当額	△15,813 千円
繰延税金資産合計	15,149 千円
繰延税金資産の純額	15,149 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	塚田 耕司	(被所有) 直接 38.9 間接 40.5	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	102,674	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 19円73銭

(2) 1株当たり当期純利益 8円77銭

(注) 当社は、2019年1月10日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

新株式の発行及び売出し

当社は、2019年7月5日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、当社は、2019年5月31日及び2019年6月18日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行及び株式売出しについて決議いたしました。また、公募による新株式の発行については、2019年7月4日に払込を受けており、発行済株式総数、資本金及び資本準備金の額が増加しております。

(1) 公募による新株式の発行

募集株式の種類及び数	普通株式 650,000株
発行価格	1株につき1,150円
引受価額	1株につき1,058円
発行価額の総額	747,500千円
引受価額の総額	687,700千円
増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 343,850千円 増加した資本準備金の額 343,850千円
払込期日	2019年7月4日
資金の使途	①事業拡大に係る人件費及び人材採用費、②クラウド型ストレージ及びサーバ等の費用並びに情報機器関連購入費、③本社増床に係る設備資金及び賃料、並びに④借入金返済に充当する予定であります。

(2) 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

売出株式の種類及び数	普通株式 30,100株
売出価格	1株につき1,150円
売出価額の総額	34,615千円
売出株式の所有者及び 売出株式数	塚田 耕司 100株 秋山 勝 30,000株
株式受渡期日	2019年7月5日

(3) 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

売出株式の種類及び数	普通株式 101,900株
売出価格	1株につき1,150円
売出価額の総額	117,185千円
売出株式の所有者	大和証券株式会社
株式受渡期日	2019年7月5日

独立監査人の監査報告書

2019年7月26日

株式会社フィードフォース

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山太一

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィードフォースの2018年6月1日から2019年5月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は新株式の発行及び株式の売出しを決議し、公募による新株式の発行については、払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制の担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月6日

株式会社フィードフォース 監査等委員会

監査等委員 佐藤 爲昭 印

監査等委員 浦 勝則 印

監査等委員 岡田 吉弘 印

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社フィードフォース
代表取締役社長 塚田 耕司

2. 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有 株式数
つか だ こう じ 塚 田 耕 司 (1968年7月5日生)	1992年4月 安田信託銀行入行 1996年10月 株式会社ルートコミュニケーションズ 設立 代表取締役 2006年2月 当社設立 代表取締役社長（現任）	3,821,700 株
き た こう すけ 喜 多 宏 介 (1980年1月9日生)	2002年4月 株式会社日本システムディベロップメント（現 株式会社 NSD）入社 2005年10月 大和証券株式会社入社 2006年9月 当社入社 2008年9月 当社セールス統括マネージャ 2012年8月 当社取締役事業統括本部長（現任）	23,800 株
にし やま しん ご 西 山 真 吾 (1977年8月8日生)	2000年4月 建設省（現国土交通省）入省 2006年1月 日興シティグループ証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社）入社 2009年10月 S M B C 日興証券株式会社転籍 2017年1月 当社入社 2017年8月 当社取締役経営管理本部長（現任）	35,000 株

(注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 代表取締役社長塚田耕司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社理力が保有する株式数も含んでおります。

第2号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役並びに従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に割り当てる新株予約権については、当社における貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、取締役に對する金銭でない報酬等に該当するものとして、ストックオプション報酬として発行する新株予約権の額を、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とすることにつき併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額は、2018年8月17日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額2億円以内、監査等委員である取締役は年額1億円以内とする旨ご承認を頂いておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案が原案通り承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。また、当社の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）であります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的とするものであります。

2. 新株予約権割り当ての対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役並びに従業員

3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることのできる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株（うち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては20,000株、当社監査等委員である取締役に對する割り当てについては2,000株（うち社外取締役は2,000株）を上限とする。ただし、本項なお書きの定めにより付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

なお、当社が当社普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただ

し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本株主総会終結後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(2) 新株予約権の数

1,000個（うち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する割り当てについては200個、当社監査等委員である取締役に対する割り当てについては20個（うち社外取締役は20個））を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項（1）に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算定により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、行使価額を下回る価額で新たに普通株式を発行又は普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行・処分する場合及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日から2029年5月31日まで。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたる場合は、その翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- (i) 新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (ii) 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (iii) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(7) 会社が本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (i) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く。）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社取締役会が別途定める日に、その新株予約権を無償で取得することができる。
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定

める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- (iii) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁固以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

(ii) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- (iv) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記(4)に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
 - (v) 交付される新株予約権の行使期間
上記(5)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める行使期間の末日とする。
 - (vi) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に定めるところと同様とする。
 - (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
上記(8)に定めるところと同様とする。
 - (viii) 交付する新株予約権の行使の条件
上記(6)に定めるところと同様とする。
 - (ix) 交付する新株予約権の取得
上記(7)に定めるところと同様とする。
- (11) 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権に関するその他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会の決議において定める。

以上